

法制審部会が中間試案

離婚後の子育てに関する
法制審議会部会が提示し
た中間試案のポイント

- 原則、共同親権とする案、例外的に共同親権とする案、現行の単独親権のみを維持する案の3案を併記
- 共同親権の場合、身の回りの世話をする監護者に関する案
- 親権は一般的に、子供の身の回りの世話をする「監護権」や、子供の財産や契約などを管理する「財産管理権」を束ねたものとされる。婚姻中は両親が保有するが、現行法では、両親が離婚後は一方のみに認める単独親権となっている。
- 部会では、離婚後も双方に親権を認める共同親権を認めるか否かが最大の論点となってきたが、委員の間で意見の隔たりが大きく3

子育てに関する法制度の見直しを巡り、法相の諮問機関「法制審議会」の家族法制部会は15日、両親が離婚した後も双方の親に親権を認め、「共同親権」について、原則的に認める▽例外的に認める▽認めずと現行の「単独親権」を維持の3案を併記した中間試案を公表した。12月初旬にもパブリックコメント（意見公募）に対する。

案を併記した。加えて、共同親権を認めた場合も、監護権については共同とするか、どちらか一方に委ねるかなど、さらに細かく区分。

このため具体的な選択肢は全部で11通りに上った。

このほか中間試案では、離婚後の親子の面会交流や養育費の支払いについての

取り決めを義務化する案や、一部の養子縁組の手続を容易にする案も提示。ただ、いずれも委員間の意見の隔たりが大きいことから、親権と同様に複数案が併記された。

中間試案は当初、8月末にも取りまとめられる予定だったが、自民党内から「分かりにくい」との意見があり先送りされていた。

その後別居する子供から受験について電話で相談を受け、これをきっかけに元配偶者と話し合いの機会を持つきだとの体験を明かし、原則的に共同親権とするべきではない」ということを期待した。

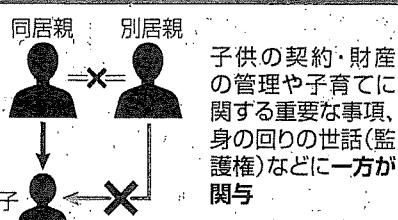
たた、離婚した両親の意見も出た。このため、現行の単独親権のみしか認めないとする案も残された。

来月にも意見公募
法制審議会の家族法制部会が公表した中間試案。離婚後の親権に関して、共同親

「子の利益」論点どう整理

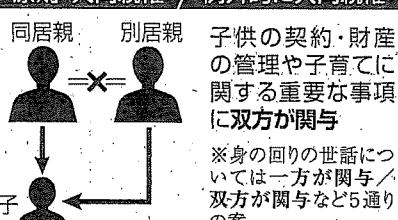
共同親権と単独親権の違い

単独親権



子供の契約・財産の管理や子育てに関する重要な事項、身の回りの世話（監護権）などに一方が関与

原則・共同親権 / 例外的に共同親権



子供の契約・財産の管理や子育てに関する重要な事項に双方が関与

※身の回りの世話については一方が関与／双方が関与など5通りの案

などを受け、令和3年2月に法相が法制審に諮問し思慮通が円滑でない場合、子供の進路などの重要事項

今回の中間試案では、共同親権を認めた場合でも、身の回りの世話をする「監護者」については父母のいずれか一方を指定する仕組みも提案された。

法務省関係者は、今回の中間試案について「あくまでパブリックコメントを募るための案だ」と強調する。神学論争に陥ることなく「子の利益」を軸に論点をどう整理し、「西論併記」を脱することができる

共同親権の導入を巡っては、平成23年の民法改正時に衆参両院の法務委員会の付帯決議で「可能性を含めた検討」が明記されたこと

離婚後親権3案併記

「共同」「単独」議論隔たり

「子の利益」論点どう整理

部会では、共同親権であつても従来通りの単独親権であつても、「子供の利益に資するべきだ」という点は、実際どんな仕組みが最も「子の利益」につながるかという点については、議論百出した。

ある委員は、共同親権は子供からみれば、普段はそれにはいない「もう一人の親」に相談する権利になりえるとし、肯定的な見方を示した。別の委員も、離婚

が、かえって期限内に決まらないなどの混乱も予想される。このため中間試案では、共同親権はあくまで「例外」とし、原則的に単独親権とする案も併記され

た。また、ドメスティックバイオレンス（DV）の渦中の場合などでは、共同親権だと「眞の合意ができるない可能性があり、一切認められないべきではない」という意見も出た。このため、現行の単独親権のみしか認めないとする案も残された。

今回の中間試案では、共同親権を認めた場合でも、身の回りの世話をする「監護者」については父母のいずれか一方を指定する仕組みも提案された。

法務省関係者は、今回の中間試案について「あくまでパブリックコメントを募るための案だ」と強調する。神学論争に陥ることなく「子の利益」を軸に論点をどう整理し、「西論併記」を脱することができる

かが、法案化のカギとなりそうだ。（荒船清太）